公印省略

税 第 1201002 号
令和 5 年 12 月 1 日

事業主　各位

豊後高田市長　佐々木　敏夫

令和６年度（令和５年分）給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より本市行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、毎年１月１日現在において給与の支払いをする方で、所得税を源泉徴収する義務のある場合は、法人・個人を問わず、給与支払報告書を従業員等の方が１月１日現在に居住している市区町村に提出していただく必要があります。

この給与支払報告書は個人住民税の賦課徴収に関して大変重要な書類となりますので、業務多忙の折とは存じますが、別添記載要領により、給与支払報告書の総括表及び個人明細書を作成の上、下記期日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

＊この文書は、前年に給与支払報告書を提出していただいた事業主の方にお送りしております。
該当する従業員等がいない場合は、総括表及び個人別明細書の提出は不要です。

記

**１　提出方法**

（１）電子的方法による提出　⇒　ｅＬＴＡＸ（エルタックス）または光ディスクで提出してください
（２）書面による提出　⇒　下記の書類を提出してください
①総括表　…　１部
②個人別明細書　…　１部（１人につき１枚目のみ提出）
③普通徴収仕切り紙　…　特別徴収できない従業員等がいる場合のみ提出

※貴事業所で作成した総括表を使用される場合や、税理士事務所等に給与支払報告書の作成及び提出を依頼している場合も、豊後高田市作成の総括表を必ず同封してください。
※個人事業主の方は、個人番号の記入と併せて、提出時に①番号確認書類（マイナンバーカード又は、通知カードなど）及び②身元確認書類（マイナンバーカード又は、運転免許証など）による本人確認が必要となります。郵送による提出や代理の方が提出する場合は、写しを同封してください。

**２　提出期限について**

令和６年１月３１日（水）　**※令和６年１月２５日（木）までの早期提出にご協力をお願いします。**

**３　提出先について**

〒８７９－０６９２
大分県豊後高田市是永町３９番地３　豊後高田市役所 税務課 市民税係

## ４　対象者について

令和５年中に給与（給料、賃金、賞与、俸給など）を支払った従業員（短期雇用者、アルバイト・パート等を含む）全員が対象となりますので、給与支払額の多少に関わらず、令和６年１月１日現在の居住している市区町村に提出してください。

また、令和５年中に退職された方の分は、退職時に居住していた市区町村に提出してください。

## ５　主な留意事項

（１）書面で提出する場合

・総括表は、同封の「**豊後高田市提出用**」を使用してください。なお、貴事業所で作成した総括表を使用される場合や税理士事務所等に給与支払報告書の作成及び提出を依頼している場合も、豊後高田市作成の総括表を必ず同封してください。

※訂正箇所がありましたら、朱書きで加筆訂正をお願いします。

※普通徴収理由内訳書の提出または記載のないときは原則として特別徴収として取り扱います。

・青色事業専従者給与に該当する場合は、種別欄又は摘要欄に「**専従**」と記入をお願いします。

（２）ｅＬＴＡＸ（エルタックス）で提出する場合

・従業員等が普通徴収者の場合は普通徴収の欄に、青色事業専従者に該当する場合は青色専従者の欄に必ずチェックをお願いします。

・特別徴収ができない普通徴収対象者の給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収理由内訳書の添付または、個人明細書の摘要欄へ略号等（Ａ～Ｅ）の入力が必要です。普通徴収の理由がない場合は原則として特別徴収対象者として取り扱います。

（３）光ディスク等の電子媒体で提出する場合

総括表及び普通徴収理由内訳書に必要事項を記載のうえ、提出してください。

## ６　給与支払報告書等のｅＬＴＡＸ利用について

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）はインターネットを利用して地方税の手続（申告・申請・納付など）を行うことができる地方税のポータルシステムです。

電子納付（地方税共通納税システム）も可能ですので、ぜひ利用のご検討をお願いいたします。

**・特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されます**

令和６年度より電子データ（副本）は廃止することとされました。これまでは書面と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、書面または電子データのどちらかを選択することになります。

詳しい利用手順や手続きについては、ｅＬＴＡＸヘルプデスクまでお問い合わせください。

ｅＬＴＡＸウェブサイト　…　https://www.eltax.lta.go.jp/

ｅＬＴＡＸのよくある質問　…　https://eltax.custhelp.com/

**【問い合わせ先】**

〒879-0692

豊後高田市是永町３９番地３

豊後高田市役所　税務課　市民税係

℡0978-22-3100

**記載要領**

## 1　総括表及び個人住民税の普通徴収理由内訳書

① 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、**給与支払者が法人の場合は法人番号を、個人事業主の場合はマイナンバーを右詰めで記入してください。**

② 「給与支払者の氏名又は名称」欄には、必ず**フリガナ**をつけてください。

③ 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称」欄には、給与支払者と所得税の源泉徴収をしている事務所等が**異なる場合に記載してください。**

④ 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、照会に対応する職員の所属と氏名、電話番号を記入してください。

⑤ 「受給者総人員」欄には、令和６年１月１日現在において給与等の支払をしている人の総人員**（豊後高田市以外の従業員も含む）**を記入してください。

⑥ 豊後高田市に報告する人数を特別徴収分と普通徴収分に分けて、それぞれの個人別明細書の人数を記入してください。また、**「報告人員の合計」欄と個人別明細書の提出枚数が合致するか必ず確認してください。**

⑦ 市県民税の特別徴収税額の納付に際して、納入書が必要か不要か、該当する方を〇で囲んでください。

⑧ 前職・他社分給与を含んでいる報告書があるかどうか、はいかいいえ、該当する方を〇で囲んでください。

⑨ 「普通徴収対象者（退職者）、普通徴収対象者（退職者を除く）」の２つの欄の合計と、「個人住民税の普通徴収理由内訳書」の「普通徴収合計人数」が同じ数になるように記入してください。

【記載例】

豊後高田市長　様　　令和６ 年 1 月 20 日 提出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定番号 | 99999999 | | |
| ① 給与支払者の個人番号又は法人番号 | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6 | 事業種目 | 卸小売業 |
| フリガナ | シゼイカブシキカイシャ | ⑤ 受給者総員 | 100 人 |
| ② 給与支払者の氏名又は名称 | 市税株式会社 | 報告人員 特別徴収対象者 | 20 人 |
| ③ 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 | ※上記と異なる場合に記載してください。 | 報告人員 普通徴収対象者（退職者） | 3 人 |
| フリガナ | ブンゴタカダシオダマ１１４バンチ | 報告人員 普通徴収対象者（退職者を除く） | 2 人 |
| 同上の所在地 | 〒 879-0692 豊後高田市御玉１１４番地 | 報告人員 報告人員の合計 | 25 人 |
| | | 所轄税務署名 | 宇佐 税務署 |
| | | 給与の支払方法及びその期日 | 月給/15日払 |
| 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 | 代表取締役　高田　花子 | ⑦ 納入書の送付 | 必要 ・ 不要 |
| ④ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 | 所属：人事課<br>氏名：豊後　花子<br>電話：0978-22-3100　（内線）1501 | ⑧ 前職・他社分給与を含んでいる報告書がありますか？ | はい ・ いいえ |
| 関与税理士等の氏名及び電話番号 | 豊後会計事務所<br>電話：0978-25-6182 | 受付番号 ※市処理欄 | |

⑥

（豊後高田市提出用）

個人住民税の普通徴収理由内訳書

〇普通徴収分個人明細書を提出される場合は、下記「個人住民税の普通徴収理由内訳書」のＢ～Ｅ欄に該当人数を記入してください。（理由Ａの場合は人数の記入は必要ありません。）
〇記入のない場合は、特別徴収として取り扱われますので、ご注意ください。

| 略号 | 理由 | 人数 |
|---|---|---|
| A | 事業所全体の従業員が２人以下である | |
| B | 他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当者を含む） | 1 人 |
| C | 給与から税額が引ききれない | 人 |
| D | 給与が毎月支給されていない、もしくは不定期（例：年俸一括払い、日払い、事業専従者など） | 2 人 |
| E | 退職者・退職予定者 | 2 人 |
| 普通徴収合計人数 ⑨ | | 5 人 |

## ２　個人別明細書

①　「住所」欄について

給与等の受給者が１月１日現在（退職者は退職時）、**実際に住んでいる住所地**を記入してください。アパート名・部屋番号等も正確に記入してください。

②　「氏名」・「個人番号」欄について

給与等の受給者の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）を記載してください。

③「16 歳未満扶養親族の数」欄について

16 歳未満（年少扶養親族）の扶養親族の人数を必ず記入してください。

※住民税の非課税限度額等の算定に必要になります。

④「非居住者欄である親族の数」欄について

配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16 歳未満の扶養親族のうち、国外に居住している方の人数を記入してください。

⑤「(摘要)」欄について

ア　控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号及び16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。

イ　租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を**赤書き**してください。

ウ　**中途就職などで、前職分を含んで計算される場合は、前職分の名称、所在地、支払金額、社会保険料の金額、所得税及び復興所得税の合計額、退職日などを記入してください。**

⑥　「控除対象配偶者」欄について

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）の氏名及びマイナンバーを記載してください。

なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」を付してください。

⑦　「控除対象扶養親族」及び「16 歳未満の扶養親族」の各欄

扶養親族の対象となる扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。

またその親族が非居住者である場合には、区分の欄も記載してください。

⑧　「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号及び 16 歳未満の扶養親族の個人番号」欄について

控除対象扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「摘要」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

⑨　「中途就・退職」欄について

令和５年中に就職や退職（死亡退職も含む）をした場合は、必ずその年月日を記入してください。

**※記入漏れがあると退職者でも特別徴収となる場合がありますのでご注意ください。**

⑩　「受給者生年月日」欄について

本人特定に必要なため、給与等の支払いを受ける者の**生年月日を必ず記入してください。**

⑪　「支払者の個人番号又は法人番号」欄について

給与等の支払をする方のマイナンバー又は法人番号を**右詰めで記載してください。**

◎詳細につきましては国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

【記載例】

⑥給与支払報告書（個人別明細書）

| ※ | ※　種　別 | ※　整理番号 | ※ |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 住所 | ※区分 ① 豊後高田市御玉2114番地１２ 真香ハイツ201号室 | (受給者番号) (個人番号) 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 | ② |
| | | (役職名) | |
| | | 氏名 (フリガナ) タカダ　タロウ 高田　太郎 | |

| 種　別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|---|
| 給料・賞与 | 内 円 7,074,500 | 円 5,267,050 | 円 4,844,604 | 内 円 0 |

| 控除対象配偶者 有 | 従有 | 老人 | 配偶者(特別)控除の額 | 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 特定 | 従人 | 老人 内 | 従人 | その他 | 従人 | 16歳未満扶養親族の数 ③ | 障害者の数(本人を除く。) 特別 内 | その他 | 非居住者である親族の数 ④ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | | | 円 380,000 | 人 1 | | 人 1 | 1 | 人 | 4 | 人 1 | | 人 | 人 2 |

| 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 |
|---|---|---|---|
| 内 円 1,084,604 | 円 120,000 | 円 50,000 | 円 21,100 |

⑤
(摘要) 前職：有限会社住民税建設　豊後高田市御玉113番地　令和５年3月31日退職
支払金額：200,000円　社会保険料：52,000円　源泉徴収税額：2,000円

(1)高田五郎　(2)高田六葉(04)

| 生命保険料の金額の内訳 | 新生命保険料の金額 | 円 180,000 | 旧生命保険料の金額 | 円 100,000 | 介護医療保険料の金額 | 円 90,000 | 新個人年金保険料の金額 | 円 360,000 | 旧個人年金保険料の金額 | 円 180,000 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅借入金等特別控除の額の内訳 | 住宅借入金等特別控除適用数 | 1 | 居住開始年月日(1回目) | 年 28 月 8 日 1 | 住宅借入金等特別控除区分(1回目) | 住（特） | 住宅借入金等年末残高(1回目) | 円 20,000,000 | | |
| | 住宅借入金等特別控除可能額 | 円 200,000 | 居住開始年月日(2回目) | 年 月 日 | 住宅借入金等特別控除区分(2回目) | | 住宅借入金等年末残高(2回目) | 円 | | |

⑥

| 控除対象配偶者 | (フリガナ) タカダ　ハナコ | 区分 | 配偶者の合計所得 | 円 0 | 国民年金保険料等の金額 | 円 | 旧長期損害保険料の金額 | 円 19,600 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 氏名 高田　花子 | | | | 基礎控除の額 | 円 | 所得金額調整控除額 | |
| | 個人番号 2 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 | | | | | | | |

⑦⑧

| 控除対象扶養親族 | | | 区分 | 16歳未満の扶養親族 | | | 区分 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | (フリガナ) | タカダ　イチロウ | 01 | 1 | (フリガナ) | タカダ　ハルナ | | 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 |
| | 氏名 | 高田　一郎 | | | 氏名 | 高田　春菜 | | |
| | 個人番号 | 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 1 1 | | | 個人番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 7 | | (1)432109876555 |
| 2 | (フリガナ) | タカダ　ジロウ | | 2 | (フリガナ) | | | (2)321098764444 |
| | 氏名 | 高田　次郎 | | | 氏名 | | | |
| | 個人番号 | 7 6 5 4 3 2 1 0 9 2 2 2 | | | 個人番号 | | | |
| 3 | (フリガナ) | タカダ　サブロウ | | 3 | (フリガナ) | | | 5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号 |
| | 氏名 | 高田　三郎 | | | 氏名 | | | |
| | 個人番号 | 6 5 4 3 2 1 0 9 8 3 3 3 | | | 個人番号 | | | |
| 4 | (フリガナ) | タカダ　シロウ | | 4 | (フリガナ) | | | |
| | 氏名 | 高田　四郎 | | | 氏名 | | | |
| | 個人番号 | 5 4 3 2 1 0 9 8 7 4 4 4 | | | 個人番号 | | | |

| 未成年者 | 外国人 | 死亡退職 | 災害者 | 乙欄 | 本人が障害者 特別 | その他 | 寡婦 | ひとり親 | 勤労学生 | ⑨ 中途就・退職 就職 | 退職 | 年 | 月 | 日 | ⑩ 受給者生年月日 元号 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | ○ | | 5 | 4 | 1 | 昭和 | 55 | 5 | 5 |

⑪

| 支払者 | | |
|---|---|---|
| | 個人番号又は法人番号 | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6 (右詰で記載してください。) |
| | 住所(居所)又は所在地 | 豊後高田市御玉１１４番地 |
| | 氏名又は名称 | 市税株式会社　(電話) 0178-22-3111 |